

社会福祉法人紫山福社会役員等の報酬及び費用弁済に関する規程

(趣 旨)

第1条

この規程は、社会福祉法人紫山福社会定款（以下「定款」という）第8条及び第21条の規定のに基づき、社会福祉法人紫山福社会（以下「法人」という）役員等の報酬及び費用弁済について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条

- (1) 役員等の報酬等及び費用は、必要の都度支払う。
- (2) 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- (3) 定款第21条に規定する報酬は、勤務実態のない役員については支給しない。

(報酬の額)

第4条

- (1) 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、評議員会に出席するとき、1回につき一人当たり10,000円を報酬として支給する。
- (2) 役員が理事会に出席するとき、1回につき一人当たり10,000円、総額700,000円以内を報酬として支給する。ただし、この中には交通費実費弁済分も含む。
- (3) 役員が法人に関する業務のため出張するとき、1回につき10,000円を報酬として支給する。ただし、この中に交通費実費弁済分も含まれる。
- (4) 監事が年度末に、当法人の決算につき会計並びに理事の業務について内部監査を実施するときは、その業務量を鑑み監査報酬として1回につき一人当たり20,000円を支給する。この中に交通費実費弁済分も含まれる。

第5条 この法人は、役員等がその職務遂行に伴い発生する旅費等の費用が発生した場合は、役員等からの請求に基づき実費を弁償する。

(理事長の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、一日につき 3,000 円を支払う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年11月一部改正、

令和1年7月1日より施行する

令和元年12月1日より施行する

令和3年6月25日より施行する